

## 「正会員の業務運営等に関する規則」等の一部改正に関する意見募集について

### I. 改正の目的

資産運用会社による市場取引での既発行投資口の取得及び処分(以下「取得等」という。)について、現行規則では当該取得等の可否が不明確であることから、「正会員の業務運営等に関する規則」の改正要請が寄せられた。

具体的には、現行規則上、投資口取得等の要件に関して「市場取引での既発行投資口の取得等」は規定されていないことに関するご相談であるが、これは当該取引を制限する趣旨ではないことから、その旨を明確にするため同規則の一部改正を行うこととする。

(注)本件改正は、協会自主規制の対象外である旨を明確にするための改正であるが、市場取引での既発行投資口の取得等については、金融商品取引法のインサイダー取引規制の対象として適切に対応させるべき取引であることに変わりはない。

### II. 募集期間

令和7年7月11日(金)より令和7年8月12日(火)(午後5時)まで

### III. 主な改正の内容

#### 1. 「正会員の業務運営等に関する規則」の一部改正

規則第6条に「ただし、上場投資法人が発行する投資証券の取引所取引による取得等は除く。」旨を追記する。

(第6条の改正)

#### 2. 「正会員の業務運営等に関する規則に関する細則」の一部改正

字句修正に係るご意見を踏まえた対応

(第3条の改正)

### IV. 今後の予定

本件に寄せられた意見に対する修正事項等の検討を行い、令和7年9月開催予定の自主規制委員会・理事会において一部改正することを目標とする。

以 上